

令和7年度 障害者総合支援法等に係る 事業者説明会



岡崎市 福祉部 障がい福祉課 施策係
指定担当

目次①

- 1 令和7年度加算届の提出について
- 2 令和7年度加算届（日中一時支援事業）の提出について
- 3 令和7年度福祉・介護職員等処遇改善計画書の提出について
- 4 令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の実績報告書の提出について
- 5 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの廃止について
- 6 情報公表制度の更新手続きについて
- 7 災害時情報共有システムについて
- 8 自己評価結果等未公表減算の取扱いについて
- 9 業務管理体制の整備に関する検査の実施について
- 10 業務継続計画（BCP）未策定減算に係る経過措置について
- 11 テレワークの実施に関する留意事項について
- 12 送迎業務の効率化について
- 13 障がい福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて
- 14 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について
- 15 施設入所支援・共同生活援助における地域との連携等について

目次②

- 16 施設入所支援における地域移行等意向確認について
- 17 就労選択支援の創設について
- 18 基礎的研修開始に伴う対応について（就労移行支援及び就労定着支援）
- 19 機能強化型（継続）サービス利用支援費の経過措置について（相談支援）
- 20 障がい児支援体制の整備について
- 21 地域生活支援拠点等の相談機能を担う事業所の届出（登録）と加算について
- 22 行政処分について
- 23 指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について
- 24 指定申請について
- 25 変更届について
- 26 加算届について
- 27 再開・廃止・休止の各届出について
- 28 実務経験証明書の発行について
- 29 管理者の兼務について
- 30 業務管理体制整備に関する届出について

1 令和7年度加算届の提出について①

▶提出対象

- ・前年度実績に基づく基本報酬・加算
- ・令和6年度末で経過措置が終了する加算・減算
- ・令和7年4月以降に単位数に変更がある場合
- ・児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

▶提出期限 令和7年4月15日（火）

1 令和7年度加算届の提出について②

▶ 提出が必要ない事業所の例

※いずれも新たな加算の算定や区分異動、減算適用がない場合に限る

例1 居宅介護事業所

特定事業所加算Ⅱ（人材要件をサービス提供責任者要件で満たす）

例2 短期入所事業所（併設・空床型の場合、本体施設は別）

食事提供体制加算、送迎加算

例3 相談支援事業所

行動障がい支援体制加算Ⅰ、精神障がい者支援体制加算Ⅰ

2 令和7年度加算届（日中一時支援事業）の提出について

▶ 提出対象

令和7年4月以降に単位数に変更がある事業所

⇒新たに加算を算定又は取り下げる

▶ 提出期限 令和7年4月15日（火）

3 令和7年度福祉・介護職員等処遇改善計画書の提出について①

▶提出対象

令和7年度に処遇改善加算を算定する事業所

【注意】

令和6年度の算定有無にかかわらず必ず提出すること！

▶提出期限 令和7年4月15日（火）

3 令和7年度福祉・介護職員等処遇改善計画書の提出について②

▶ 職場環境等要件への対応

	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ
区分ごとの取組	それぞれ2以上の取組	それぞれ1以上の取組
生産性向上のための取組	3以上の取組 (うち「現場の課題の見える かを実施」は必須)	2以上の取組
経過措置	・ 令和7年度中に取組を行うことを誓約 ⇒ 令和7年度当初から職場環境等要件を満たしたものとする 実績報告書にて取組内容を報告 ・ 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請 ⇒ 令和7年度における職場環境等要件の適用を猶予する	

3 令和7年度福祉・介護職員等処遇改善計画書の提出について③

- ▶ R6年度の加算額の一部をR7年度に繰り越した事業者
R6処遇改善計画書において事業者判断により
R6処遇改善加算額のうち一部を繰り越して、
R7年度の更なる賃金改善に充てることを誓約した場合
⇒当該繰越額を用いた賃金改善のR7処遇改善計画
を作成し、提出すること

4 令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等の実績報告書の提出について

▶ 提出対象

令和6年度に処遇改善加算を算定した事業所

▶ 提出期限 令和7年7月31日（木）

▶ R6計画書でキャリアパス要件Ⅰ～Ⅲについて、
R6年度中の整備を誓約した場合

⇒R6実績報告書で要件の整備について報告が必要
ただし、R7計画書で再度整備の誓約した場合、
R6実績報告書で「計画書に記載した内容から変更がない」ものとして届け出ること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの廃止について

▶ 令和6年4月1日付けで**全て廃止**しています。

▶ 感染症集団発生報告書

同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる以下の場合には速やかに報告書を提出すること

提出が必要な場合	
ア	死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生
イ	10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ	ア及びイに該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

6 情報公表制度の更新手続きについて

- ▶ WAM NETの更新報告があります

未報告の項目がある場合は差戻しを行うことがありますので、システムからのメールを御確認ください。

- ▶ 更新入力開始

令和7年5月初旬頃

- ▶ 更新入力期限

令和7年7月31日（木）

7 災害時情報共有システムについて

- ▶ WAM NETに登録された施設情報と連携されています。
担当者異動など必要に応じて、災害時緊急連絡先など
施設情報の更新を行ってください

<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>

- ▶ 過去に報告を依頼した災害事例
令和5年6月大雨（市内で床下浸水等の住宅被害）

8 自己評価結果等未公表減算の取扱いについて①

▶ 児童発達支援・放課後等デイサービス

ガイドラインが改訂されたので、自己評価等の手順を確認し、新たな参考様式で作成ください。

WAM NET登録期間：令和7年5月～7月31日まで

▶ 保育所等訪問支援

令和7年4月から未公表減算が施行されます。

新設されたガイドラインを参考に、**令和7年3月31日まで**に法人HP等で結果を公表してください。

8 自己評価結果等未公表減算の取扱いについて②

▶ 就労継続支援 A 型

スコア表の公表を**令和 7 年 4 月 30 日まで**に行ってください。WAM NETで公表が可能ですので、ご活用ください。

4 月 15 日提出の加算届にスコア表（全体・実績）を添付してください。

9 業務管理体制の整備に関する検査の実施について

- ▶ 岡崎市が監督権者となっている法人について、**一般検査を運営指導とともに実施**する予定です。
- ▶ 市、県、国のいずれかが監督権者となりますが、詳細については、「30 業務管理体制整備に関する届出について」を参照してください。

10 業務継続計画（BCP）未策定減算に係る経過措置について

- ▶ 令和6年度報酬改定で創設された「業務継続計画未策定減算」の**令和6年度経過措置が終了**
- ▶ 令和7年4月から**全てのサービスを対象**に業務継続計画（自然災害・感染症）が未策定の場合に**減算適用**

11 テレワークの実施に関する留意事項について

▶ テレワーク実施が想定される業務類型

業務類型	主な留意事項
管理業務	あらかじめ緊急時対応についてマニュアル等を定めておくこと
面談・相談業務	表情や反応を直接確認する必要があることから、テレビ電話装置等で実施すること
事務作業	個別支援計画やサービス等利用計画の作成は、対面等による適切なアセスメントを行うことが前提となっていること

▶ その他

- ・ 特定の職員が専らテレワークのみでの配置とならないようにすること。
- ・ 個人情報の適切な管理を行うこと。万が一、利用者・家族等に関する個人情報の紛失・漏洩が起きた場合は、速やかに事故報告書を提出すること。
- ・ テレワーク使用PCログ、業務日誌や報告書等の記録を残しておくこと。

12 送迎業務の効率化

- ▶ 送迎の際、他法人の事業所等の利用者が同乗しても、一定の条件を満たす場合に、送迎加算の対象となることが明確化
- ▶ 直接処遇職員が送迎業務を実施する場合は、当該職員が配置されている事業所の利用者を送迎する際に、他事業所の利用者を同乗させることは差し支えありませんが、**専ら他事業所の利用者のみを乗せて送迎する場合は、専従配置として認められない**ことに留意すること。

13 障がい福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて①

- ▶ サービス提供に伴う障がい者の運送について、当該運送サービスへの**反対給付**として金銭を収受しない場合は、道路運送法における**許可又は登録を要しない**。
- ▶ 居宅介護の乗降介助についても同様。
- ▶ 運送行為が無償で行われる場合でも、実費として、ガソリン等の燃料代、道路通行料、駐車場料金、保険料、当該運送を行うために発生したレンタカー代を受け取ることは**反対給付**に当たらない。

13 障がい福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて②

- ▶ ただし、障がい児通所支援事業所においては、「障がい児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成24年3月30日障厚生労働省通知）」の中で、「その他の日常生活費」の具体的な範囲に含まれていないことから、燃料代等の実費を徴収することは認められない。

14 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について

▶ みなし配置の基礎研修修了者について

令和7年度以降は**実践研修**を修了していない基礎研修修了者は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できません。

▶ 実践研修に係る実務経験（OJT）の特例について 該当者がいる場合**事前に**市に届け出ること

15 施設入所支援・共同生活援助における地域との連携等について

▶ 地域連携推進会議について

令和7年4月から会議開催と施設・住居へ見学する機会を設ける（**1年に1回以上**）

▶ 市職員の参加について

運営指導で確認するほか、日中サービス支援型G H事業者におかれては、自立支援協議会で事業実施状況とともに開催結果等の御報告いただくことを予定しており、**参加は原則行いません。**

15 施設入所支援・共同生活援助における地域との連携等について

▶ 地域連携推進会議について

令和7年4月から会議開催と施設・住居へ見学する機会を設ける（**1年に1回以上**）

▶ 市職員の参加について

運営指導で確認するほか、日中サービス支援型GHI事業者におかれては、自立支援協議会で事業実施状況とともに開催結果等の御報告いただくことを予定しており、**参加は原則行いません。**

16 施設入所支援における地域移行等意向確認について

▶ 指針の策定及び担当者の選任について

令和8年4月から完全義務化

▶ 担当者の役割について

- ・ 利用者の地域生活への移行に関する意向把握等
- ・ 上記内容をサビ管や個別支援会議に報告
- ・ 地域生活支援拠点や相談支援事業所との連携
- ・ 体験利用その他の地域移行に向けた支援

17 就労選択支援について

▶ 令和7年10月創設予定

▶ サービスの対象者

【R7.10～】新たに就労B型の利用意向がある者

【R9.4～】・新たに就労A型の利用意向がある者

・就労移行支援における標準利用期間

を超えて利用する意向のある者

▶ 政令、告示が発出され次第、本市における指定申請手続きについて速やかにご案内いたします。

18 基礎的研修開始に伴う対応について

▶ 令和7年度より「**雇用と福祉の分野横断的な基礎的研修・スキルを付与する研修**」（以下「**基礎的研修**」）が開始予定

▶ 就労支援員・就労定着支援員について
基礎的研修の受講必須化

令和9年度までは経過措置として、未受講でも指定基準を満たすものとして取り扱う

19 機能強化型（継続）サービス利用支援費 の経過措置について

▶機能強化(Ⅰ)～(Ⅲ)の経過措置が終了 **（令和6年度末）**

経過措置となっていた基準

- ・協議会に定期的に参画し、必要な取組を実施
- ・基幹が行う相談支援体制強化の取組に参画

20 障がい児支援体制の整備について①

▶改正児童福祉法（令和6年4月施行）

第43条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、**指定障害児支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。**

20 障がい児支援体制の整備について②

- ▶ 児童発達支援センターに求められる4つの中核機能
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能**
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
 - ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

20 障がい児支援体制の整備について③

▶ ②地域の障害児通所支援事業所に対する スーパーバイズ・コンサルテーション機能

具体的には…

- ・対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援

- ・事業所向けの研修・事例検討会の開催等を通して地域の事業所の支援の質を高めていく機能

⇒ **個別事業所への訪問支援、事例検討会の開催**



20 障がい児支援体制の整備について④

▶ 各児童発達支援センターの担当学区について(R7.3.1時点)

事業所名（法人名）	学区（事業所所在学区のみ）
こども発達支援センター （岡崎市福祉事業団）	梅園、根石、連尺、三島、竜美丘、小豆坂、男川、緑丘
児童発達支援センターきらら （子どもの発達を支援する会きらら）	岩津、大樹寺、大門、細川、矢作東、矢作北、井田、広幡
こども発達支援センターむつみ （岡崎市福祉事業団）	六ツ美中部、六ツ美北部、六ツ美西部、六ツ美南部、羽根、城南、岡崎、福岡、上地、六名

21 地域生活支援拠点等の 相談機能を担う事業所の 届出（登録）と加算について

指定特定相談支援
指定障がい児相談支援
地域相談支援

21 地域生活支援拠点の登録について②

1 地域生活支援拠点とは？

障がい者等の重度化・高齢化・親なき後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し地域生活において障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、次の2つの目的を持ちます。

1. 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

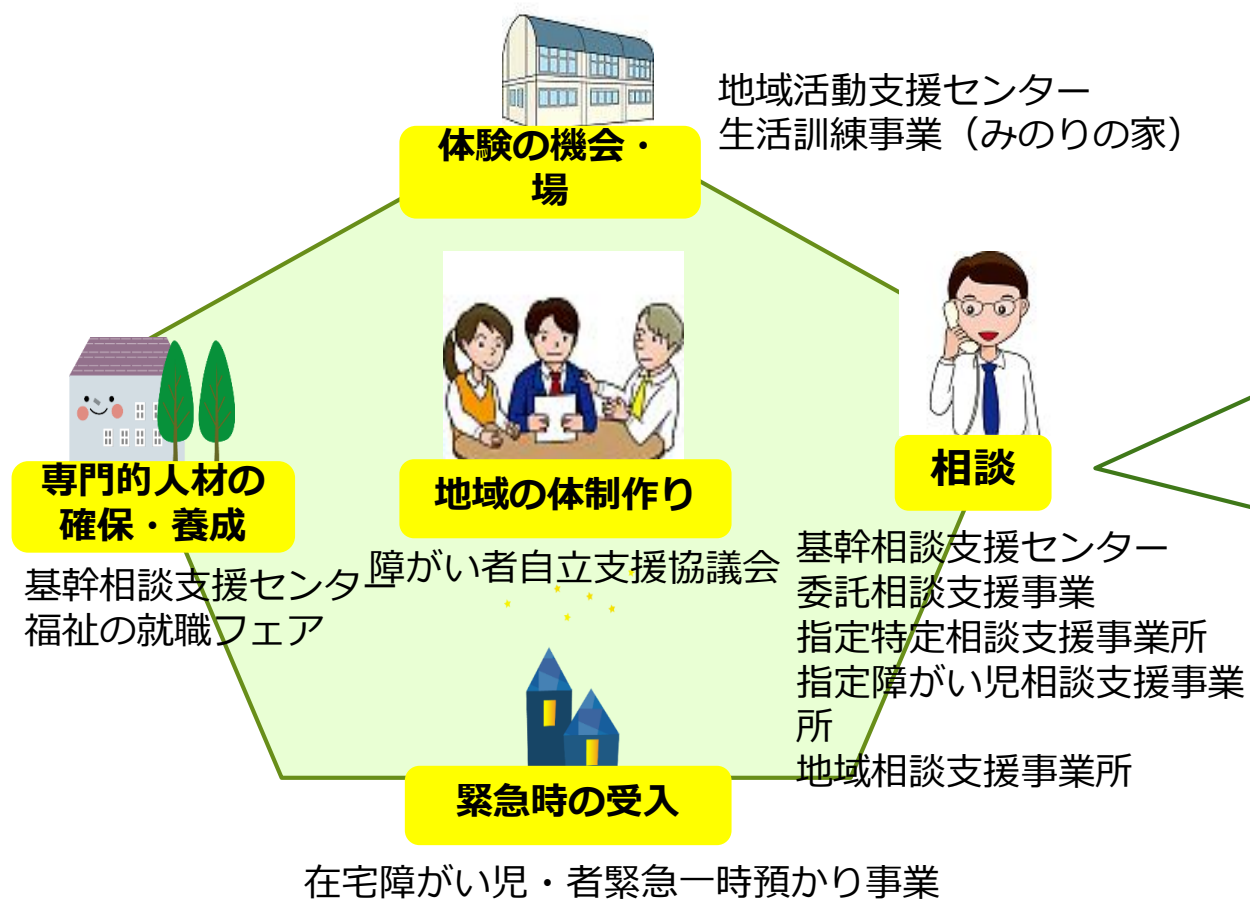
➡地域における生活の安心感を担保する機能を備える

2. 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備

➡障がい者等の地域での生活を支援する

2 岡崎市の地域生活支援拠点

岡崎市では市内外の既存の障がい福祉サービスや制度などが分担して機能を担い、障がい児者の生活を地域全体で支える「面的整備」という形で「地域生活支援拠点」を整備



相談機能

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

3 地域生活支援拠点（相談機能）に係る加算と基本報酬

加算名	対象サービス種別	単位等	概要
地域生活支援拠点等機能強化加算	拠点機能強化事業所 （計画相談・児相談・地域移行・地域定着・自立生活援助）	500単位/月 ※拠点コーディネーター1名につき月100回を上限	・計画相談・児相談・地域移行・地域定着・自立生活援助を一体的に運営 ・情報連携等を担う拠点コーディネーター（常勤専従1名以上）を配置 ・連携会議等の開催（拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有などを拠点事業所内で協議（1月1回以上））など
地域生活支援拠点等相談強化加算	計画相談支援 障がい児相談支援	700単位/回 ※月4回を上限	・コーディネーターの役割を担うものとして相談支援員を配置し、相談を受け、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を行った場合
地域体制強化共同支援加算	特定相談支援 障がい児相談支援	2,000単位/月 ※月1回を上限	・協議会に定期的に参画してる事業所の相談支援専門員等が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他のサービス事業者等と共同で対応し、協議会に報告した場合
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅲ)	特定相談支援 障がい児相談支援	基本報酬で評価	・要件のひとつとして、一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、運営規程において地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め市町村長に届け出ていること

地域支援拠点等として市から位置づけられていることが要件の一つ

4 拠点登録のための届出について

運営規程に拠点等の機能を担う事業所としてその機能を実施することを明記し、市に申請し、拠点として登録された場合に、加算の算定が可能となる

1. (事業所・岡崎市) 事前協議と登録申請
既定の申請書と運営規程を提出する
運営規程に地域生活支援拠点としての役割を担うことを明記
2. (岡崎市) 申請内容を審査、登録の上、事業所に通知
事業所に登録を通知する
3. (事業所) 加算の算定に関する届け出を行う
加算届に必要な別紙等を添付して提出する

詳細については、別途通知します。

22 行政処分について①

- ▶ 令和6年度 市内事業所に対する**行政処分**を実施
- ▶ いずれも連座制の適用により、指定の取消しとなった事業所以外の当該法人が運営する同一類型のサービス事業所について、**指定更新が認められなくなる**など、事業運営に大きな影響
- ▶ 公費で賄われる障がい福祉サービス制度に対する信用を失墜させることにもつながることから、法人内における**法令遵守体制を確立**し、適正な事業運営及び報酬請求を行ってください。

22 行政処分について②

▶ 岡崎市の事例①

▶ 概要

- ・対象サービス：共同生活援助(3事業所)
- ・処分内容：指定の一部効力停止(新規受入停止)
- ・処分日：令和6年6月26日

▶ 処分理由

- ・人格尊重義務違反(障害者総合支援法第50条第1項第3号)
- ・不正請求(障害者総合支援法第50条第1項第6号)

22 行政処分について③

▶ 人格尊重義務違反

利用者に対して食材料費を過大徴収しており、**経済的虐待**と認定

⇒食材料費に限らず、利用者から実費徴収した額について、残額が生じた場合は**精算して返還**すること

▶ 不正請求

- ・利用者が外泊して請求できない日に報酬請求
- ・夜間支援従業者を適切に配置していない日に加算請求

⇒報酬・加算の算定要件を充足しているか、請求前に**実績等を確認**する体制を構築すること

22 行政処分について④

▶ 岡崎市の事例②

▶ 概要

・対象サービス

放課後等デイサービス・児童発達支援・就労継続支援B型

・処分内容

指定の取消し・全部効力停止・一部効力停止(新規受入停止)

・処分日:令和7年2月25日

▶ 処分理由

・不正請求(児童福祉法第21条の5の24第1項第6号等)

・虚偽答弁(児童福祉法第21条の5の24第1項第8号等)

・関係法令違反(児童福祉法第21条の5の24第1項第10号等)

22 行政処分について⑤

▶ 不正請求

- ・利用定員の150%を超えている日に減算を適用せずに報酬請求
 - ・サービス提供職員の員数が人員基準を満たさない状態が続いていたにもかかわらず、減算を適用せずに報酬請求
 - ・児童指導員等加配加算の要件を満たさないにもかかわらず、加算請求
 - ・児発管が配置された事業所以外の業務を行い、常勤要件を満たさないにもかかわらず、減算を適用せずに報酬請求
 - ・個別支援計画作成の一連の業務が適切に行われておらず、減算を適用する必要があったにもかかわらず、報酬請求
- ⇒利用者の受け入れに対して適切な配置となっているか。
児発管が行うべき業務を他の職員に行わせていないか。

23 指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について①

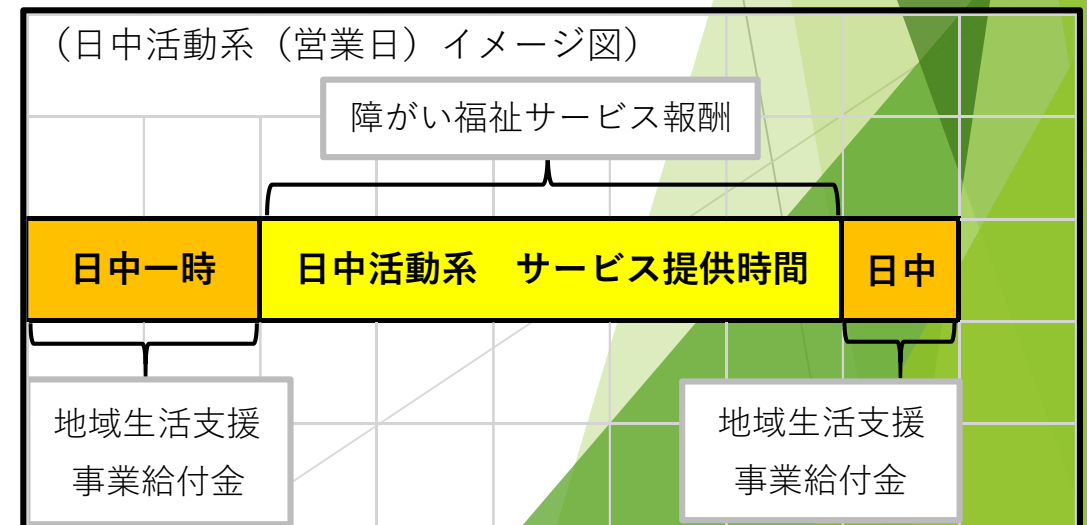
▶ 令和6年度報酬改定(生活介護・児発・放デイ)

- ・基本報酬における時間区分の設定
- ・延長支援加算の見直し

▶ 日中一時支援事業

日中の障がい児者に対する見守り支援
指定類型の一つとして、
日中活動系サービスの

サービス提供時間以外に実施



23 指定地域生活支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について②

▶ 預かりニーズへの対応について

生活介護、児発、放デイの営業時間の延長等により、これまで日中一時支援が担ってきた預かりニーズへの対応が可能

⇒個別支援計画やサービス等利用計画において、個別給付サービスでの対応を優先的に検討することを依頼

▶ 地域生活支援事業の基準要綱の改正について

見直しされた延長支援加算の要件を参考に指定条件に一部の日中活動系のサービス提供時間に下限を設定

⇒①生活介護・児童発達支援・放デイ(学休日) 6時間

②放デイ(平日) 3時間

24 指定申請について（新たに事業を計画する際の主な注意点）

▶ 申請書提出前の図面相談について

メールでの相談受付

件名:「指定申請に係る図面相談について(法人名)」

添付:図面相談票、図面(各室用途、内寸、有効面積)

▶ 事業譲渡等による指定手続きの簡素化について

事業譲渡等により事業所が実質的に継続して運営していると認める場合は、指定手続きの簡素化や報酬上の実績通算を行う。該当すると考える場合は事前連絡すること。

25 変更届について（事業所の届出情報を変更する際の主な注意点）

▶ 運営規程における従業者の員数の変更について

運営規程において、実人数を記載している場合、変更が生じる都度、変更届の提出が必要だった（「〇人以上」と記載している場合は対象外）

⇒ 手続負担の軽減として、**毎年4月時点**で前年と比較して変更があった場合に提出することで足りることとする。

なお、サービス提供責任者や相談支援専門員など、その氏名及び住所が変更した場合に届け出る必要がある場合は、従来通り、経歴書等を添付して変更届をていしゅつすること。

27 再開・廃止・休止の各届出について

▶ 廃止・休止の届出をした事業者の責務について

廃止・休止日以降もサービスの提供を希望する者に対し、継続的にサービスが提供されるよう、他の障がい福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

⇒ 廃止・休止届に現にサービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した**個々の面談記録等**、指定障害福祉サービス事業者として障がい者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料を添付すること。

28 実務経験証明書の発行について

▶ 施設・事業所の種別について

法令等により規定のあるサービス名を記載(依頼)すること。

▶ 同一法人内で複数サービス事業所勤務について

それぞれサービスごとに勤務していた期間、日数、業務内容を記載(依頼)すること。

30 業務管理体制に関する届出について

	分類	条区分
①	障がい福祉サービス 障がい者支援施設	障害者総合支援法第51条の2第2項
②	障がい児通所支援	児童福祉法第21条の5の26第2項
③	一般相談支援 特定相談支援	障害者総合支援法第51条の31第2項
④	障がい児相談支援	児童福祉法第24条の38第2項

事業所等の展開状況（①～④ごと）	届出先
事業所等が2以上の都道府県に所在	厚生労働省
事業所等が岡崎市のみに所在	岡崎市
上記以外の事業者（愛知県内のみ）	愛知県